

平成29年度 経営革新応援事業

中小企業の新たな事業活動の促進を図り、地域経済の発展を目指すため、意欲をもって新たな事業に取り組む方に補助金を交付します。

対象

下記のいずれの条件も満たす方が対象になります。

- 市内に住所を有する個人又は市内に本店その他これに類するものを有する法人
- 経営革新計画、農商工連携事業計画、地域産業資源活用事業計画、総合化計画のいずれかについての認定を受けている方
- 市税を完納している方

注) 同一の計画について補助金交付を受けた方は対象になりません。

注) 対象経費について国・県など他の補助金を受ける場合は対象になりません。

補助

補助額：上限100万円（補助率1/2以内）

- 注) 対象経費は、設備費、原材料費、出張旅費、広告費、委託費で、計画実施に要する経費であることが明確でない場合は、対象外となります。
- 注) 対象経費の合計が50万円未満の場合は、対象外となります。

流れ

- ① 真庭商工会に相談し、経営革新計画等いずれかの事業計画書を作成して認定を受けてください。
- ② 補助金交付申請書及び添付資料を真庭市産業サポートセンターへ提出してください。
- ③ 審査を経た後、補助金交付決定通知が送付されます。
※交付決定以降に発生した必要経費が補助対象となります。
- ④ 申請書に記載した事業の実施後、1カ月以内または3月末のいずれか早い日までに実績報告書及び添付資料を真庭市産業サポートセンターへ提出してください。
- ⑤ 審査の後、補助金交付確定通知を送付し、指定の口座へ振り込みます。

義務

○事業完了後5年間は、状況報告等の義務があります。途中で移転する場合や事業で導入した備品等を転売される場合には、真庭市産業サポートセンターへの届出が必要です。補助金の返還が必要な場合もあります。

○事業実施にあたっては、通帳等により収入支出が分かるようにしてください。（原則として領収書のみは支出の証明となりません。）

詳しくは、真庭市産業サポートセンター（真庭商工会内）
TEL(0867)42-4375 FAX(0867)42-4337まで